



# 秋田県公報

目次	ページ
告示	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(一八二・福祉政策課)	1
生活保護法による施術者の指定(一八三・福祉政策課)	1
道路区域の変更(一八四、一八五・道路環境課)	2
道路区域の変更及び供用開始(一八六、一八九・道路環境課)	3
道路の供用開始(一九〇・道路環境課)	5
船川港港湾計画の変更の概要(一九一・港湾空港課)	5
建築基準法による道路位置の指定(一九二・山本地域振興局建設部)	5
建築基準法による道路位置の指定(一九三・平鹿地域振興局建設部)	6

告示	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(一八二・福祉政策課)	1
生活保護法による施術者の指定(一八三・福祉政策課)	1
道路区域の変更(一八四、一八五・道路環境課)	2
道路区域の変更及び供用開始(一八六、一八九・道路環境課)	3
道路の供用開始(一九〇・道路環境課)	5
船川港港湾計画の変更の概要(一九一・港湾空港課)	5
建築基準法による道路位置の指定(一九二・山本地域振興局建設部)	5
建築基準法による道路位置の指定(一九三・平鹿地域振興局建設部)	6

証紙売りさばき人の指定(一九四・会計課)	6
公告	
秋田県物品等調達支払管理システム構築業務についての企画提案書の提出(総務事務ITシステム推進チーム)	6
一般競争入札の実施(科学技術課)	8
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	8
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)	9
県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部)二件	9
県営土地改良事業の換地処分(由利地域振興局農林部)	10
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)	10
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(三)	10

## 告 示

秋田県告示第百八十二号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年三月四日  
 秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社 ミドリ薬局	有限会社 ミドリ薬局 代表取締役	平鹿郡十文字町十文字新田字本町十一	平成十六年十二月六日
小泉医院	小泉 清	平鹿郡増田町増田字本町七十三	平成十六年十二月三十一日

秋田県告示第百八十三号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定

したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年三月四日  
 秋田県知事 寺田典城

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日

伊藤 衛	南秋田郡飯田川町和田妹川字妹川九十四	命泉指圧院	南秋田郡飯田川町和田妹川字妹川九十四	あん摩マツ サージ指圧	平成十七年二月八日
------	--------------------	-------	--------------------	----------------	-----------

秋田県告示第百八十四号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年三月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧			
百八号	新	旧	由利郡烏海町下笹子字一ノ坪三〇番一 地先から四番三 地先まで	一五・〇〇〇～五六・六〇	〇・三二〇
百八号	新	旧	〃	一三・〇〇〇～五六・六〇	〇・三二〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十七年三月四日から同月十七日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年三月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百八十五号

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	
	新	旧					
新	旧	土淵杉山田線	土淵杉山田線	A	仙北郡西仙北町木原田字外堀六二番三から杉山田字杉山田二二番一 地先まで	五・五〇〇～三二・〇〇〇	〇・三五八
				B	仙北郡西仙北町木原田字外堀六二番三から杉山田字上野四五番一 まで	一五・五〇〇～六九・〇〇〇	一・一三〇
				A	仙北郡西仙北町木原田字外堀六二番三から杉山田字杉山田二二番一 地先まで	五・五〇〇～三二・〇〇〇	〇・三五八
				B	仙北郡西仙北町木原田字外堀六二番三から杉山田字杉山田二二番一 まで	一八・〇〇〇～六九・〇〇〇	〇・六九〇

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	羽後向田館合線		雄勝郡羽後町軽井沢字中牛ノ沢九六番四地先から九五番一地先まで	五・五〇〇〇～五・五〇〇	〇・〇〇六

一 道路の区域及び供用開始の区間

二 供用開始の期日 平成十七年三月四日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十七年三月四日から同月十七日まで

秋田県告示第百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年三月四日

秋田県知事 寺田典城

県道	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	秋田八郎潟線		南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺五五番三地先から字岩城二五番三 地先まで		
				"	一一・〇〇〇〇～二九・〇〇〇	〇・五三七

一 道路の区域及び供用開始の区間

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十七年三月四日から同月十七日まで

秋田県告示第百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年三月四日

秋田県知事 寺田典城

県道	旧	路線名	A	B	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	士洩杉山田線	仙北郡西仙北町木原田字外堀六二番三から杉山田字杉山田二二番一 地先まで	仙北郡西仙北町木原田字外堀六二番三から杉山田字杉沢九六番二 地先まで		
			五・五〇〇〇～三二・〇〇〇	一八・〇〇〇〇～六九・〇〇〇	一八・〇〇〇〇～六九・〇〇〇	〇・三三八

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいつ。

秋田県知事 寺田典城

県道	新	羽後向田館合線	雄勝郡羽後町軽井沢字中牛ノ沢九六番四地先から九五番一地先まで	七・八〇〇〇～七・八〇〇〇六	〇・〇〇〇六
----	---	---------	--------------------------------	----------------	--------

二 供用開始の期日 平成十七年三月四日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年三月四日から同月十七日まで  
 (二)(一) 秋田県告示第百八十八号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十七年三月四日  
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧	羽後向田館合線	雄勝郡羽後町軽井沢字中牛ノ沢一九番三地先から字下牛ノ沢一六一番四地先まで	七・八〇〇〇～七・八〇〇〇五	〇・〇〇〇五

二 供用開始の期日 平成十七年三月四日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年三月四日から同月十七日まで  
 (二)(一) 秋田県告示第百八十九号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十七年三月四日  
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧	秋ノ宮小安温泉線	雄勝郡皆瀬村川向字水上沢一八番地内	五・〇〇〇〇～一四・二〇〇〇	〇・三九三

二 供用開始の期日 平成十七年三月四日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年三月四日から同月十七日まで

秋田県告示第百九十号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十七年三月四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	本荘西仙北角館線	秋田市雄和碓田字梵天野二六番一三から一六二番二まで 秋田市雄和碓田字クネソエ二四一番二から一六七番二まで 秋田市雄和碓田字中村九六番四から字古倉野一二六番まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年三月四日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年三月四日から同月十七日まで

秋田県告示第百九十一号  
 船川港港湾計画を変更したので、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条

申請者の住所及び氏名 山本郡山本町外岡字丸ノ内五六番地五 有限会社丹波住建 代表取締役 丹波正弘	道路の位置の指定箇所 能代市落合字古懸土二番一八二の内	道路の延長 十九・〇〇メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成十七年二月二十三日
---	--------------------------------	--------------------	-------------------	----------------------

の第三十項の規定に基づき、変更の概要を次のとおり公示する。  
 平成十七年三月四日

船川港港湾管理者 秋田県  
 代表者 秋田県知事 寺田典城

一 変更の概要

金川地区の臨港交通施設計画等を次のとおり変更した。

計画の区分	施設の名称又は用途	施設の規模
臨港交通施設計画	臨港道路生鼻崎線	区間A（四車線）起点 臨港道路埋立幹線 終点 脇本横町道上
土地造成及び土地利用計画	交通機能用地	区間B（四車線）起点 脇本横町道上 終点 国道百一号 十三ヘクタール

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部港湾空港課  
 男鹿市船川港船川字外ヶ沢百三十四番地 船川港湾事務所

秋田県告示第百九十二号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第40号）第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年三月四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百九十三号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年三月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
横手市寿町五番十六号 伊藤 良二	横手市婦気大堤字谷地添十番一、四十五番一の内、四十五番一先道路、四十五番一先水路	十三・二〇メートル	六・〇〇メートル	平成十七年二月二十三日

秋田県告示第百九十四号  
 秋田県証紙条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年三月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばき人の事務所 所在地及び名称 雄勝町横堀字旭町一番地 有限会社たなか	売りさばき場所 雄勝町横堀字旭町一番地	指定年月日 平成十七年二月二十五日
---	------------------------	----------------------

公 告

秋田県物品等調達支払管理システム構築業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。  
 平成十七年三月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 企画提案書の提出を求める事項
- (一) 企画提案書の提出を求める業務（以下、「公告業務」という。）の名称  
秋田県物品等調達支払管理システム構築業務

- (二) 公告業務の内容  
秋田県における物品等の調達及び支払事務の効率化、省力化を図るため、物品等調達支払管理システムの設計開発を行う。
- (三) 履行場所  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁
- (四) 履行期限  
平成十八年三月三十一日（金）
- 二 企画提案書を提出する者に必要な資格  
企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格（以下、「提出資格」という。）を有すると知事に認定されたものとする。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があつた後二年を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
- (三) 提出資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者
- 三 提出資格の認定の手続
- (一) 提出資格の認定の申請  
企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。
- (1) 提出書類及び提出部数

- 次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書（以下「申請書」という。）  
 二部  
 ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の  
 氏名並びに電話番号  
 イ 申請の日における職員数及び専門分野別技術職員の資格等  
 ウ 申請の日までに履行した公告業務と同種のシステム構築業務の履行内容  
 エ 公告業務の履行体制（担当者の職、資格、経験等）  
 提出方法  
 持参し、又は郵送すること。  
 提出期間  
 平成十七年三月十一日（金）から同月二十二日（火）まで（日曜日及び土曜  
 日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定す  
 る休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（郵送による場合  
 は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着）とする。  
 なお、提出後における申請書の追加及び変更は、認めない。  
 提出場所  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県総務部総務課総務事務ITシステム推進チーム 電話〇一八 八六〇  
 一〇六一
- (一) 提出資格の認定の時期  
 平成十七年三月下旬
- (二) 提出資格の認定の結果の通知  
 提出資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。
- (三) 提出資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明  
 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求  
 めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、三による  
 通知を受けた日から七日以内に、説明を求める旨を記載した書面を（四）の場  
 所に提出しなければならない。
- (四) 説明を求めた者に対しては、（一）の書面の提出があつた日から七日以内に書面  
 により回答する。
- 四 企画提案書の提出手続  
 (一) 提出書類  
 次に掲げる事項を記載した企画提案書（A四判横長用紙、横書き、左とじ）  
 十二部  
 (1) 提案するシステムの概要

- 五 最優秀提案者の選定等  
 (一) 選定に關し審査する事項  
 企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）のうち最も優れた提案を  
 行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
- (1) 公告業務に関する説明書の理解度並びに企画提案書の内容の的確性、創造性  
 及び実現性  
 (2) 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性  
 (3) 公告業務を履行する能力  
 (4) 公告業務と同種の業務に係る実績  
 (5) 公告業務の履行に係る経費の額
- (二) 選定方法  
 次に掲げる第一段階及び第二段階の選定を行う。ただし、提案者が少数である  
 場合等においては、第一段階の選定を行わないことがある。
- (1) 第一段階  
 提出された企画提案書を審査し、優秀なものを五件程度選定する。
- (2) 第二段階  
 第一段階で選定された企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案  
 を行った提案者を決定する。
- (三) 選定の時期  
 選定は、平成十七年四月二十八日（木）までに行う。
- (四) 選定の結果の通知
- (一) ソフトウェアの内容  
 ハードウェアの内容  
 システムの開発方法  
 システムの維持管理の方法  
 経費の概算額及びその内訳
- (二) 提出方法  
 持参し、又は郵送すること。
- (三) 提出期間  
 平成十七年四月一日（金）から同月十三日（水）まで（日曜日及び土曜日を除  
 く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（郵送による場合は、簡易書留  
 郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着）とする。  
 なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は、認めない。
- (四) 提出場所  
 別途指定するので、八五に照会すること。

(五) 選定の結果については、書面により速やかに通知する。  
 選定されなかった提案者に対する理由の説明

(1) 選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする提案者は、(四)の通知を受けた日から七日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を(四)の場所に提出しなければならぬ。

(2) 説明を求めた提案者に対しては、(1)の書面の提出があった日から十日以内に書面により回答する。

六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所

三(一)3及び三(一)4に同じ。

七 説明会の日時及び場所

(一) 日時

平成十七年三月十四日(月)午後二時から午後四時まで

(二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎五階 情報化研修室

八 その他

(一) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(二) 提出された企画提案書は、返却しない。

(三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(四) 最優秀提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。

(五) 問い合わせ先

秋田県総務部総務課総務事務ITシステム推進チーム 電話〇一八 八六〇

一〇六一

九 概要

Summary

(1) Subject matter

Proposals for the creation of Management System for the Procurement and Purchase of Goods

(2) Deadline for the submission of proposals

5:15 P.M. 13 April, 2005

(3) Contact information

General Administration IT System Development Team, General Affairs Division, General Affairs Department, Akita Prefectural Government, TEL

018-860-1062

4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年三月四日  
 秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 調達する役務の名称及び数量  
 秋田県立大学短期大学部学生寮給食業務委託 一式

(二) 調達案件の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間  
 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

(四) 履行場所  
 南秋田郡大潟村字南二丁目二番地 秋田県立大学短期大学部学生寮

二 入札に参加する者に必要な資格  
 (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 (二) 二百人以上の給食業務を受託した実績を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等  
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 〇四四四 南秋田郡大潟村字南二丁目二番地

(二) 秋田県立大学事務局大潟事務室総務班(電話〇一八五 四五 二〇二六)  
 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年三月四日(金)から同月十一日(金)までの期間の午前九時から午後五時までの間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

(一) 入札の執行の日時及び場所  
 平成十七年三月十八日(金)午後二時 秋田県立大学短期大学部管理棟二階大会議室

(二) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
 平成十七年三月十八日(金)午後二時 三(一)に掲げる場所

五 入札保証金



秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、(二)の実績を有することを証する書類を平成十七年三月十一日（金）までに三(一)に掲げる場所に提出すること。この場合において、当該書類に關し説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあつた年月日

平成十七年二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 不登校を考える親の会あきた

三 代表者の氏名

大 屋 みはる

四 主たる事務所の所在地

秋田市外旭川八幡田二丁目一番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもと保護者に対して、不登校やひきこもり問題に関する事業を行い、子どもの人権を尊重した自立支援により地域社会に貢献することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、左手子土地改良区から次のとおり役員（の）退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

秋田市雄和左手子字清水下五十四番地	山 平 雅 巳
秋田市雄和左手子字清水下五十四番地	佐々木 三 郎
秋田市雄和左手子字清水下五十四番地	嘉 藤 勝 彦

二 就任理事の住所及び氏名

秋田市雄和左手子字前谷地百二十八番地	佐々木 良 英
秋田市雄和左手子字前谷地百二十八番地	佐々木 一 男
秋田市雄和左手子字前谷地百二十八番地	佐々木 誠 一
秋田市雄和左手子字前谷地百二十八番地	佐々木 正 司
秋田市雄和左手子字前谷地百二十八番地	佐々木 卓 司
秋田市雄和左手子字前谷地百二十八番地	佐々木 善 明

三 就任監事の住所及び氏名

秋田市雄和左手子字上野百五十七番地	佐々木 悦 美
秋田市雄和左手子字上野百五十七番地	佐々木 善 衛

平成十七年二月二十三日県営土地改良事業（金岡地区担い手育成基盤整備事業（一工区））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十七年二月二十三日県営土地改良事業（金岡地区担い手育成基盤整備事業（一工区））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

する。  
平成十七年三月四日

秋田県知事 寺田典城

平成十七年二月二十三日県営土地改良事業(上野新田地区ほ場整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
横手市黒川字下和野二百六十番地 木村 猛
- 二 就任理事の住所及び氏名  
横手市黒川字上和野百十一番地四 伊藤 竹夫

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第二号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十七年三月四日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

- 一 日時 平成十七年三月八日 午後三時三十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件  
  - (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
  - (二) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案
  - (三) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を完成する規則案
  - (四) 公立幼稚園の設置の認可
  - (五) 公立幼稚園の廃止の認可

- (七)(六) 公立幼稚園の設置者変更の認可
- (七)(六) 秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準に関する規則の一部を改正する規則案
- (七)(六) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案
- (七)(六) 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案
- (七)(六) 秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則案
- (七)(六) 秋田県指定文化財の指定及び解除
- (七)(六) その他

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubarar@matsubararansatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原 繁雄